

1872年、加佐郡神崎村・作兵衛親子の漂流

牧野雅司¹

要旨：本稿では、朝鮮半島へ漂流した加佐郡神崎村の作兵衛親子の姿を、日朝双方の史料を用いて復元した。日本側の史料では渡航目的や漂流の経緯、朝鮮側の対応の様子を知ることができ、朝鮮側史料ではそれに加え、作兵衛親子の船の具体的な様子を知ることができた。彼らは、本来であれば倭館で引き渡されるはずだったものの、蛇梁浦から直接帰国した。そのため、外務省はこの事件を利用して朝鮮側との接触の糸口とすることできなかった。

キーワード：漂流、日朝関係、丹後、倭船

1. はじめに

本稿は、1872（明治5、高宗9、壬申）年に朝鮮半島へ漂流した加佐郡神崎村（現・舞鶴市）の船頭・作兵衛とその子・庄吉の動向と朝鮮側の対応の様子を、日朝双方の史料から復元し、当時の日朝関係の一端を明らかにすることを目的とする。

航海技術の未発達な前近代においては海難事故の発生も多く、日朝間でも多くの漂流が発生したことが知られている。送還体制が整備される近世以降の漂流については、池内氏や李氏らによる詳細な研究があり、送還の様子や多くの事例が明らかにされている¹⁾。本稿はこうした成果を踏まえて、作兵衛親子の漂流を見ていくこととする。

この作兵衛親子の漂流に関する史料は日朝双方に残っており、彼らの様子を多角的に明らかにすることができます。日本側の史料としては、外務省が作成した『朝鮮事務書』²⁾に収録されている「朝鮮国へ漂着致シ候者口書」³⁾を用いる。これは、1872年9月29日に豊岡県参事田中光儀・同権参事大野右仲が作兵衛親子の供述を記録して外務卿副島種臣に提出したものである。ここには漂流の顛末が詳しく書かれており、出航の目的や経緯、漂着地での様子などを知ることができる。

また、朝鮮側の史料としては、『東萊府啓録』⁴⁾にあらわれる作兵衛親子の記事を分析する。『東萊府啓録』は、釜山に設置された日本人居留地である倭館を管掌する東萊府使が朝鮮政府に送った状啓（報告・要請のための公文書）を集めてまとめたものである。ここには、倭館に入りする日本船や日本人の人数、もたらされた書契（外交文書）・吹嘘（渡航証）の概要、そして近海に現れた船とその対処の様子などが記されている⁵⁾。このなかで作兵衛親子は漂流船の一つとして扱われ、日本側史料では確認で

きなかった情報が朝鮮側の調査内容として記録されている。双方の史料を用いることで、彼らの様子をより詳細に復元することができるだろう。

日朝関係史において、作兵衛親子が漂流した時期は、両国の関係が近世的なものから近代的なものへと移行する、画期となる時期であった。近世において、江戸幕府と朝鮮政府は直接的・日常的な交際をほとんど行わず、中間に對馬藩を介在させ、通交に関する業務を行わせていた⁶⁾。こうすることで、幕府の將軍と朝鮮国王との対等な関係を維持していたのである。しかし、王政復古により、日本の外交の主権者は將軍から天皇に変わり、1871（明治4、高宗8、辛未）年の廃藩置県によって對馬藩が廃されることで、近世日朝関係の枠組みは大きな変更を迫られることとなる。こうした意味で、この時期は日朝関係にとって大きな画期だったと言えるのである。

ただし、この時期の日朝関係に関する先行研究において、日本側の行動については多くの蓄積があるものの、朝鮮側の動きについての研究は多くない。その要因は、日本の幕藩体制の変化⁷⁾や政局の分析⁸⁾を主として研究が進められ、関係史料が少ないこともあります⁹⁾、朝鮮側の動きは注目されてこなかったためである。ただし、近年では、近世の對馬と朝鮮との関係を踏まえた研究¹⁰⁾が発表され、對馬藩の動きから朝鮮側の様子を分析することが可能となりつつある。本稿では、こうした研究成果を継承しながら、作兵衛親子の姿を復元するとともに、朝鮮側の動向の一端を明らかにしたい。

以上の問題関心のもと、まず第2章では日本側の「朝鮮国へ漂着致シ候者口書」を用いて、第3章では朝鮮側の『東萊府啓録』を用いて、それぞれ作兵衛親子の漂流の様子を復元していく。その上で、この事例を1872年の日朝関係のなかに位置づけてみたい。

1 舞鶴工業高等専門学校 人文科学部門 准教授

2. 作兵衛親子の漂流

2. 1 出発から遭難まで

まず、作兵衛とはどのような人物であったか。「朝鮮国へ漂着致シ候者口書」¹¹⁾によると、作兵衛は加佐郡神崎村に住んでおり、当時53歳、息子の庄吉は17歳で、平生は「船頭稼」をしていた。彼らは「丹波国氷上郡辻畠又三郎」所持の1本6貫目の「晩茶」66本を隠岐国へ「売捌旁運賃積」することを頼まれ、6月24日に二人で神崎村を出帆した。

神崎は由良川河口の東側にある港で、西側の由良とともに、日本海側の港として栄えた。日本海の海運によって両港に集められた商品は、由良川の舟運によって丹波・福知山方面へと運ばれ、丹波地域の商品も同様に由良・神崎から海運によって各地に運ばれた。両港は日本海と内陸を結ぶ物流ルートの一端を担っていたと言えよう。そして、作兵衛親子の活動も、内陸の丹波と日本海上の隠岐を結びつけるものであり、当時のこの地域の廻船業の行動範囲や活動の様子をうかがうことができる。

さて、6月24日に出帆した作兵衛親子は、27日に伯耆国の沖合まで航行したところ、日暮れから大風波に遭い、7月1日まで漂流することとなる。その後、「人家無之不見馴島」に流れ着き、4日までそこで過ごした。その後、蓄えていた飲み水が切れたため、その島を出てあてもなく漕ぎ出したところ、「異国ト思敷」場所を発見した。

大風波に巻き込まれた際、作兵衛親子が「帆柱等切倒」している様子が見られる。これは大風にあおられてバランスを崩さないようにするために考えられ、当時の多くの漂流者に見られる行動である¹²⁾。他にも、積荷の一部を捨てる「荷打」や髷を落として祭壇に供えるなどの行動をとっていたことが知られているが、この記述からはそうした様子は見られない。

2. 2 漂着から帰国まで

次に、「朝鮮国へ漂着致シ候者口書」に書かれた作兵衛たちの漂着後の様子を見ていこう。

【史料①】

上陸仕度漕寄候処、国人頻リニ手ヲ振り上陸差留候間、浜先ニ碇ヲ卸シ差控候内、間モナク十人程参、船ヘ綱ヲ付ケ半道余リ引参リ、家数七八十軒余モ可有之場所へ相付ケ、其筋へ届候哉、名主体ノ人罷越始末相尋候様子ニ候ヘトモ、互ニ言語不相通故哉、直ニ引取、翌七日ハ官員体ノ人參リ色々相尋候内、國ハ何レニ候哉杯申、難船ノ模様柄尋候様子ニ被察候間、右始末逐一舌演仕候処、其節別紙一印ノ書面相渡シ、船ノ堅横積荷ノ員數等取調候上引取掛け、私共ヨリ相頼候ハ、糧米手薄ニ相成候間恵ミ呉候様申出候処、翌七日右人ニ下役体ノ人附添参リ、両人

エ白米壱升五合程給与致シ呉、日々前同様叮嚀ノ取扱ヒニ預リ申候、翌月九日罷越候砌、作兵衛儀眼病ニ付、井ノ上ト唱ヘ候眼薬相用居候処、右薬所望ノ様子ニ付、都合五貝、外ニ晩茶少々遣候刻、又別紙二印ノ書面相渡シ引取、翌十日ハ風並モ宜敷出帆致度申出候節、又候白米五升余リ与ヘ呉、態々日和見定帰国可致旨懇ニ申聞、尚又眼薬貰受度由ニ候ヘトモ更ニ無之相断候処、又三印ノ別紙相渡申候、漂着三日ヨリ出帆ノ節迄上陸ハ一切不為致、始終乗船中番船ト相見ヘ近傍ニ二三艘ツヽ浮有之候儀ニ御座候、右ノ訳ニテ朝鮮國ト急度ハ難被申上候ヘトモ、先ハ相違無之歟ト奉存候、同日同國出帆仕、同十六日隠岐國豊田畠ヘ着、北部大宇賀倉ノ谷物井、右五ヶ畠ニテ晩茶悉皆売捌キ、八月十八日同所出帆、廿五日伯耆國酒井湊ヘ着仕候得トモ風並不宜、廿九日迄逗留、同日出立、当月四日帰郷仕候儀ニ御座候、

無事に陸地を見つけた作兵衛親子は上陸を試みるもの、現地の人々が「頻リニ手ヲ振り上陸差留」めてきたため、浜先で停泊した。すぐに十人ほどがやってきて「船ヘ綱ヲ付ケ」て牽引し、「家数七八十軒余モ可有之場所」に停泊した。その後、知らせを聞いてやってきたと考えられる「名主体ノ人」が、作兵衛親子に対して漂流の顛末を聞いている様子だったものの、互いに言葉がわからなかつたためか、すぐに引き取ってしまった。

翌日になると「官員体ノ人」がやってきて、「國ハ何レニ候哉」など「難船ノ模様柄尋候様子」と察せられたので、作兵衛親子は逐一「舌演」した。「船ノ堅横積荷ノ員數等」を調べて帰ろうとしたので、作兵衛親子は糧米が手薄になったので少し恵んでほしいと頼んだ。すると、翌日に「官員体ノ人」に「下役体ノ人」が付き添ってやってきて、二人に「白米壱升五合程」を支給してくれた。

9日、作兵衛が眼病のため「井ノ上ト唱ヘ候眼薬」を用いていたところ、この薬を所望している様子だったので、「井ノ上」を5貝と積んできた茶を少し渡した。10日になると風波も良かったので出帆したいと申し出ると、ふたたび「白米五升」を支給し、送り出してくれた。この時、「井ノ上」を求められたものの、全くなかつたので断ったとしている。

作兵衛親子は16日に隠岐國豊田村に到着し、「北部大宇賀倉ノ谷物井」の各村で「晩茶」を全て売りさばいた。8月18日に隠岐国を出発して25日に境港に到着、ここで風波が落ち着くまで逗留し、29日に出発、9月14日に無事に神崎に帰り着くことができた。こうして作兵衛親子の航海は終了したのである。

2. 3 作兵衛親子の漂流と朝鮮側の対応

では、前節までで概観した作兵衛親子の様子から朝鮮側の対応を見ていく。

まず、作兵衛親子も述べているように、朝鮮側は彼らを保護している間は船上で生活をさせていたということである。作兵衛親子は保護されて以降、出帆まで「上陸ハ一切不致」、乗船中は「番船」が近傍に配置されていたとしている。

この点については、朝鮮側は原則通りの対応をしていると言える。朝鮮では、非対馬地域の漂流船については、漂着地で保護をした後、訳官を派遣して船上で調査を行い、牛岩浦近くの沖合に移送し、漂流民を船上で滞留させた。その後、対馬藩と朝鮮との間で規定の手続きが終わると、漂流民は帰国船便に伴われて対馬へと送られることとなった¹³⁾。朝鮮政府は自国民と日本人との接触の場を倭館に限定し、両国の接点を限定していた。しかし、漂着は不時に発生するため、漂流民を引き渡すまで管理を行う必要があった。こうした対応からは、漂着地の住民と漂流民との接触をできるだけ少なくし、トラブルや密貿易を防止するなどの意図がうかがえる。

また、接触した人物とそれぞれのコミュニケーションのとり方の違いも見える。【史料①】を見ていくと、作兵衛親子が接した人物は、上陸を止めようとした「国人」、船を牽引した「十人程」、「名主体ノ人」、「官員体ノ人」、「下役体ノ人」である。このうち、「官員体ノ人」とは筆談を交えて意思の疎通ができていたようだが、他の人々とは簡単な内容しか伝わらなかつたようである。「名主体ノ人」が「罷越始末」を聞いてきている「様子」だったのが「互ニ言語不相通」ために引き取っていったように、漂流の顛末など複雑な内容はやはり筆談が有効だったのであろう。また、後述するように「官員体ノ人」には訳官も含まれていたと考えられるが、「難船ノ模様柄尋候様子ニ被察」としていることから、明確な会話によるコミュニケーションではなかつたのかもしれない。

以上のように、日本側史料からは、作兵衛親子の生業、渡航目的、漂流の経緯、朝鮮側の対応やコミュニケーションの様子を読み取ることができた。次章では、朝鮮側史料から作兵衛親子の様子を見てみよう。

3. 朝鮮側史料に見る作兵衛親子

3. 1 作兵衛親子の漂着と対応

作兵衛親子が『東萊府啓録』で初めて登場するのは、1872年7月8日に釜山僉使（釜山浦鎮の水軍の責任者）金澈均から東萊府使鄭顯徳へ届けられた馳通（報告のための文書）である¹⁴⁾。

【史料②】

本月初八日寅時到付釜山僉使金澈均馳通内、即接多大浦僉使李容益馳通、則即到加德僉使康祐

鎮伝通内、蛇梁浦萬戸黃鍾呂、漕運差使員上京為有如乎〔したというので〕、即接同浦留鎮將車徳柱馳報、則今月初四日申時、朝倭未卜船一隻、漂向于本浦境是如〔といふ〕、望軍進告拵、探知次乘船下海、則同船一隻、以倭大船、戌時逢曳、初五日子時止泊本浦外柯島供須浦前洋守護事、馳報伝通拵馳通為有等以〔したので〕、馳通云々是白齊〔あります〕、

これによると、7月4日夕方前に朝鮮船か日本船かわからない船1隻が蛇梁浦境を漂向しているとの望軍からの報告があった。そのため、蛇梁浦鎮將車徳柱が探索のため海へ出たところ、日本船だということがわかった。その船を当日の夜に曳航し5日深夜に「本浦外柯島供須浦前洋」に停泊させ保護したとしている。こうした報告が、加徳僉使康祐鎮から多大補僉使李容益へ、そして釜山僉使金澈均へ伝えられた。

この後、14日に再度釜山僉使からの馳通が東萊府使のもとに到来し、漂流船の取り調べの様子が伝えられた。

【史料③】

十四日戌時到付同僉使馳通内、即接多大浦僉使馳通、則即到加徳僉使伝通内、即接蛇梁浦留鎮將馳報、則本浦境供須浦止泊倭大船一隻亦中〔に〕、地方官固城府使柳箕東、初七日寅時來到、与玉浦倭學趙廷■、通詞孝寅澤等、眼問問情、則漂倭船主作兵衛、年五十三、格倭庄吉、年十七、所告内、俺等以日本國県庁所丹州加佐郡神崎村所居之人、雀舌茶三十斤、給餉一百五十両発壳、糧米五斗載持、今年六月二十四日自本土離発、向往大坂城、東風大作、漂瀬大洋、今月初四日戌時逢迎護船、初五日子時止泊此處、而待風順願為直還是如為乎等以〔といったので〕、更為詰問曰、船号称何、而神崎村之距大坂城、水陸路為幾里耶、答以為水陸路各為三百里、船号大黒丸是如〔と〕、故船様什物、一一看審、則船隻長七把、広八尺三寸、帆竹一個、長六把三尺、白木風席一張、長八把、広五把、鷗木一個、鉄碇三坐、熟麻碇（シニ主乙）三張、各長三十三把、龍層（シニ主乙）二張、各長二十七把、旨（シニ主乙）三張、各長三十把、櫓木三隻、草（ツニ屯）十番、雀舌三十斤、食鼎南飛食水桶各一坐、沙中鉢四立、竹箸二件、汲水小船一隻、長二把半、広三尺是乎等以〔であるので〕、柴水糧餉入給守護事、馳報伝通拵馳通為有等以〔したので〕、縁由馳通云々是白齊〔あります〕、

7日の朝、地方官固城府使柳箕東が玉浦に配置された倭學（日本語の通訳官）趙廷■、通詞（通訳官）孝寅澤らとともに事情聴取を行った。漂流船の船

主・作兵衛らが言うには、自分たちは「日本国県庁所丹州加佐郡神崎村」の住人で「雀舌茶三十斤」を「一百五十両」で売るため、6月24日に「糧米五斗」を積んで出発し、「大坂城」に向かった。しかし、東風にあって漂流してしまい、今月4日に保護され、5日にこの場所に止泊した。風がよくなるのを待ってすぐに帰りたい、とのことであった。柳箕東らはさらに質問し、船号は何か、また神崎村から大坂城まで陸海路あわせてどれくらいあるのかを尋ねたところ、距離は陸海路それぞれ「三百里」あり、船号は「大黒丸」であると答えた。その後、船とその積載物の調査が行われ、水や食糧が支給された。

そして、翌15日に到着した釜山僉使の馳通で、作兵衛親子の出発が報告される。

【史料④】

十五日酉時到付同僉使馳通内、即接多大浦僉使馳通、則即到加徳僉使伝通内、即接蛇梁浦留鎮將馳報、則本浦境供須浦止泊漂倭船一隻、初十日卯時拳碇離発、領護前進、及到半洋、逢風掛帆、直向東溟、故酉時仍為還鎮是如〔と〕、馳報伝通拠馳通為有等以〔したので〕、縁由馳通云云是自齊〔あります〕、

作兵衛親子は10日朝に碇を上げ出帆し、日本に向けて航行していった。これをもって、朝鮮側の作兵衛親子への対応が完了した。

3. 2 『東萊府啓録』から見た作兵衛親子

では、前章での分析を踏まえて、『東萊府啓録』から新たに明らかにできることを見ていこう。

まず、『東萊府啓録』の方が、作兵衛親子が乗っていた船についての情報が充実している点は興味深い。【史料③】のなかで、作兵衛親子の船の名前が「大黒丸」で、船の大きさが「長七把、広八尺三寸」だということが書かれている。船の大きさは、作兵衛の船頭稼、ひいては神崎村や丹後地域における廻船業の規模や行動範囲を推測する史料ともなり得る。

積載物についても「白木風席」(木綿の帆)や「鉄碇」、「汲水小船」(伝馬船か)などの船の装備から「竹箸」などの食器まで詳しく記されている。また、「帆竹一個、長六把三尺」というように、それぞれの積載物のサイズも記されている。当時の和船そのものの様子がわかるという点で、非常に興味深い情報であると言えよう。

また、作兵衛親子の応対をした朝鮮側官吏やその役職もここからわかる。彼らを問問したのは、固城府使柳箕東と玉浦倭学趙廷■、通詞孝寅澤であった。六反田氏が整理した1849(嘉永2、哲宗元、己酉)年の事例を見ると、事情聴取は倭学や通詞が行うことが多い¹⁵⁾。しかし、ここでは「眼同」(「一緒に」、「人を従えたり物を携えて行くこと」の意)とされているので、固城府使も同行したと考えられる。作

兵衛親子の供述をあわせて見ると、彼らが筆談を交えて対話している様子、筆談の際に作兵衛親子に渡した文面、そして「井ノ上」を求める様子など、彼らの行動の具体的な様子を知ることができる。

ただし、双方の記述に齟齬が生じている箇所も存在する。まず日付について、作兵衛親子が保護された日付に誤差が見られる。すなわち、作兵衛親子の供述では、7月4日に「人家無之不見馴島」を出て「異国ト思敷」にこぎつけ、「翌七日」に「官員体ノ人」と会っているので、保護されたのは7月6日だと考えられる。その後、「漂着三日ヨリ出帆ノ節」まで滞在し、10日に出帆したこととなっている。しかし、『東萊府啓録』では、7月4日の夕方前に蛇梁浦境で発見され、同日夜から翌5日未明にかけて曳航されて止泊し、取り調べの後、10日に出帆している。双方ともに虚偽の報告をする積極的な理由は見当たらず、この誤差の要因は残念ながら不明とせざるを得ない¹⁶⁾。

また、作兵衛親子の行き先も異なる。彼らの行き先は隠岐国だったものの、『東萊府啓録』では「大坂城」とされている。丹波国氷上郡の茶を大坂へ運ぶのであれば、加古川の舟運を用いて瀬戸内海方面へ運ぶことができるので、日本海側の船頭に大坂行きを依頼するのはやや不自然である。この点についても原因は残念ながら判然としない。『東萊府啓録』の他の記述も含めて、行き先を「大坂城」とする同様の傾向が見られるかどうかを調べる必要があるだろうが、今後の課題としたい。

3. 3 朝鮮側の対応

この事例で一つ注目すべきは、作兵衛親子が倭館に引き渡されず、直接帰国している点である。

前述のように、非対馬島民が朝鮮半島に漂着した場合、漂着地で保護した後、倭館近くの牛岩浦で碇泊させ、日本側に引き渡すこととなっていた。この時、朝鮮側の官吏と日本側の官吏との接触が発生するはずであったが、作兵衛親子は蛇梁浦で補給を受けた後、そのまま出航して隠岐へと向かっている。その結果、原則通りの漂流民送還のルートに則っていなかったため、作兵衛親子の漂流は日朝間の外交事案とならなかったのである。

ただし、双方の史料を見ても、帰国する作兵衛を引き留めようとする動きは見られない。実は、こうした原則通りのルートに則らずに帰国した事例は作兵衛だけではなく、これ以前から見られたようである。例えば、1823(文政6、純祖23、癸未)年に全羅道興陽県に漂着した薩摩人が牛岩浦を経ずに送還された事例があり¹⁷⁾、1849年の時点で、非対馬島民の船で漂流者が希望すれば漂着地からそのまま出航することを「定式」としていた事例も見られる¹⁸⁾。こうした略式の送還事例がどれくらいあるのかは今

後の課題としなければならないが、日朝間の漂流の実態を把握するには興味深い事例だと言えるだろう。

4. おわりに

最後に、この事例を1872年の日朝関係のなかに位置づけてみよう。

1868(明治元、高宗5、戊辰)年12月、対馬藩¹⁹⁾が王政復古を通告するために送った幹事裁判・大修参判使(ともに外交使節)は、その携行する書契が違例であるという理由で朝鮮側に応対を拒否されていた。朝鮮側は、旧来のあり方、すなわち日朝両国の政府が直接的な交際を行うのではなく、倭館において対馬藩が通交の業務を執り行うというかたちを維持することを主張し続けた。新たな国交を結ぶのであれば、天皇と朝鮮国王との交際の礼式を設定しなければならず、そこには上下関係が表現されるおそれがあった。朝鮮側はこうした問題が表面化するのを避けるため、対馬から派遣された外交使節への対応を避け、国交交渉のテーブルに着くのを避け続けていたのである²⁰⁾。1871年1月8日、倭館の館守難波安積が朝鮮側官吏と外務省官員との面談を要求したのに対し、訓導(倭館にいる訳官)は「両国交際上の義は尊公より承候義両間の常」であって、「御用の義は尊公より御伝達被下候は御答を尊公へ可申出候」と回答した²¹⁾。訓導は、たとえ日本の制度が変わろうと、現状のように対馬藩士が中間に介在して通交を行うかたちを維持することを求めた。彼らは、対馬藩士との間で行われる従来のあり方での交際を維持し、新たな前例となり得る外務省官員との応対を避け続けたのである。

旧来の規則という壁に阻まれ、国交交渉のテーブルにたどり着けない対馬藩や外務省官員は、朝鮮側との接触の糸口を求めた。そのうちの一つが漂流民であった。1871年4月14日、東京の外務省官員は倭館に出張中の外務少丞吉岡弘毅に送った書翰のなかで、広津弘信が長崎から連れて渡館する朝鮮漂流民5名を「定テ屹度御方略ノ一助ト相成候義ト存候」としている²²⁾。この5人は全羅道濟州大静出身の漁民²³⁾で、この時広津はアメリカ船に救助された者たちを引き取り、彼らの送還というかたちで朝鮮側との接触の機会を作りだそうとしていたのである。このように、当時日本にとって漂流民は日朝間の接觸を図る一つの手段であったのである。

1871年7月の廃藩置県により、対馬藩は廃され、宗氏の対馬島主としての地位が消滅することとなる。これは、維新政府としては朝鮮とのパイプの消失を意味し、朝鮮側としては旧来のかたちの維持ができなくなつたことを意味する。1872年1月、外務省は対馬藩消滅の事実を伝える外交使節を渡館させ、書契の受け取りと返答を求めた。しかし、倭館で東萊

府使との取次を行う訓導や別差(訓導の次官)は病気²⁴⁾や服忌²⁵⁾を理由に倭館に下来せず、なかなか対応を行わなかった。5月26日、外務省官員らは東萊府使との直接の面会を求めて擋出(許可なく倭館の区域外に出ること)を行った。しかし、その際外務省官員に東萊府使の言葉を伝えたのは「全く幹事ニ関係いたし候職分ニ無之」軍官辛聖宇であり²⁶⁾、外務省官員らは東萊府使との面会も書契に対する回答も得ることはできなかつた。そのため、6月16日、彼らは最低限の人員を倭館に残して在館の士商を引き上げさせた。その際、「外向動静探聞及漂民送迎等ノ儀ニ付彼ヨリ如何可申出哉」わからないので、元対馬藩士で外務省出仕に任じられていた浦瀬好裕を滞館させることとし²⁷⁾、朝鮮側との接触の機会を待つこととなつた。こうした時期に発生したのが、作兵衛親子の漂流だったのである。

作兵衛親子の記録が『朝鮮事務書』に収録されていた理由も、こうした状況から説明することができる。外務省官員は朝鮮側との接触をねらうため朝鮮半島への漂着の発生に注意を払っており、その一つがこの作兵衛親子の事例だったのである。1872年10月12日、外務大丞柳原前光は渡館していた外務大丞花房義質らへ、「豊浦県下作兵衛外壱人朝鮮國へ漂流ノ趣ノ処、帰國ノ段届出候間、書類御廻シ申候」として、この作兵衛の漂流について連絡している²⁸⁾。

ところが、作兵衛親子の事例は両国接觸の糸口とはならなかつた。その理由は、彼らが従来の漂流民送還の手順に則らず、漂着地から直接帰国したためである。前述のように、作兵衛親子は蛇梁浦から直接隱岐へと渡航しており、倭館に引き渡されることはなかつた。また、それゆえに、【史料①】にもあるように、作兵衛親子は自らの漂着地を「朝鮮國ト急度ハ難被申上」としており、柳原も花房に対して「イマタ果シテ朝鮮へ漂流シタル哉否不分明」として「御含マテニ」知らせたとしている²⁹⁾。朝鮮側としては日本側に伝える必要のない事例であり、日本側が接觸を図るための手段として利用するには不確かなものだったのである。

朝鮮側による作兵衛親子への処置が意図的なものであるか否かは不明だが、結果として朝鮮側は倭館にいる外務省官員との接觸を回避することに成功した。以後、朝鮮側は倭館の外務省官員の存在を公的に認知することなく、1874(明治7、高宗11、甲戌)年にいたるのである。

謝辞：本研究は日本学術振興会科学研究費(若手研究(B)：課題番号16K16917)の補助を受けて行われた。関係各位に謝意を表する。

註

- ¹⁾ 池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』(臨川書店、1998年)、李薰『朝鮮後期漂流民と日朝関係』(法政大学出版局、2008年)など。
- ²⁾ 『朝鮮事務書』には1867(慶応3、高宗4、丙寅)年から1874(明治7、高宗11、甲戌)年までの日朝関係史料が集められており、全29冊に及ぶ。成立年代は不明だが、釜山港に日本領事館が設置された前後に成立したものと考えられる(金義煥「批評と紹介 朝鮮外交事務書(全九冊)」(『朝鮮学報』62、1972年))。
- ³⁾ 外務省外交史料館所蔵外務省記録(以下、外務省記録と略)『朝鮮事務書』第14巻(JACAR(アジア歴史資料センター、以下略)Ref.B03030169100)
- ⁴⁾ 本稿では大韓民国文教部国史編纂委員会編『各司謄錄12 慶尚道篇2』(民族文化社、1984年)に収録されているものを利用した。
- ⁵⁾ 六反田豊「19世紀慶尚道沿岸における「朝倭未弁船」接近と水軍營鎮等の対応」(『大阪市立大学東洋史論叢別冊特集号』2009年)。朝鮮側の地方官の配置や漂着船対応についても、本稿によるところが大きい。
- ⁶⁾ 近世日朝関係については多くの研究があり、ここにその全てを挙げることはできない。本稿では特に田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、1981年)、同『倭館』(文春新書、2002年)、木村直也「近世の日朝関係とその変容」(関周一編『日朝関係史』吉川弘文館、2017年)を参照した。
- ⁷⁾ 上野隆生「幕末・維新时期の朝鮮政策と対馬藩」(『年報近代日本研究』7、1985年)、荒野泰典「明治維新时期の日朝外交体制「一元化」問題」(同『近世日本と東アジア』東京大学出版会、1988年、初出は1987年)。
- ⁸⁾ 毛利敏彦『明治六年政変の研究』(有斐閣、1978年)、高橋秀直「廃藩置県後の朝鮮政策」(『人文論集』(神戸商科大学)26-3・4、1991年)、諸洪一「廃藩置県後の国際関係と朝鮮政策」(『史淵』133、1996年)、同「明治初期における日朝交渉の放棄と倭館」(『年報朝鮮学』6、1997年)、沈箕載『幕末維新日朝外交史の研究』(臨川書店、1997年)、吉野誠『明治維新と征韓論』(明石書店、2002年)など。
- ⁹⁾ 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』(朝鮮総督府中枢院、1940年)181ページ。
- ¹⁰⁾ 明治維新时期の対馬藩と朝鮮との関係については、石川寛「明治維新と朝鮮・対馬関係」(明治維新史学会編『明治維新とアジア』吉川弘文館、2001年)、同「日朝関係の近代的改編と対馬藩」(『日本史研究』480、2002年)、同「明治期の大修参判使と対馬藩」(『歴史学研究』775、2003年)、同「倭館接收後の日朝交渉と対馬」(『九州史学』139、2004年)など。
- ¹¹⁾ 本稿で引用する史料について、句読点は特に断らない限り筆者による。また、固有名詞以外の旧字体・異体字は常用のものになおした。
- ¹²⁾ 刀禰勇太郎「船と祈り」(福井県立若狭歴史民俗資料館編『ふねと信仰』福井県立若狭歴史民俗資料館、1990年)67ページ。
- ¹³⁾ 李前掲書115~124ページ。
- ¹⁴⁾ 『東萊府啓録』同治11年7月17日付東萊府使鄭顕徳よりの状啓。以下【史料②】から【史料④】まで出典は同じ。『東萊府啓録』の史料について、句読点は原文の通り。ただし、解説不能の文字は■、活字のない字については()で表した。また、吏讀には下線を付し[]に訳を入れた。
- ¹⁵⁾ 六反田前掲論文173~176ページ。
- ¹⁶⁾ ただし、「朝鮮國へ漂着致シ候者口書」では、7月8日が「翌七日」、9日が「翌月九日」とされているなど、明らかな誤記も見られる。これらがどの段階での誤記なのかは判然とせず、史料の解説については注意が必要であろう。
- ¹⁷⁾ 李前掲書125ページ。
- ¹⁸⁾ 六反田前掲論文172ページ。
- ¹⁹⁾ 対馬藩は1869(明治2、高宗6、己巳)年の版籍奉還後、厳原藩と改称する。しかし、本稿では煩瑣となるため、版籍奉還後も対馬藩で統一することとする。
- ²⁰⁾ 拙稿「明治維新时期日朝間における交礼問題」(『九州史学』154、2010年)、同「明治維新时期の対馬藩と「政府等対」」(『日本歴史』766、2012年)、同「明治初期外務省の対朝鮮外交と近世日朝関係」(『朝鮮学報』230、2014年)。
- ²¹⁾ 『日本外交文書』第4巻166、1871年1月9日付、館司難波安積より報告。
- ²²⁾ 外務省記録『朝鮮事務書』第8巻(JACAR Ref. B03030165700)、1871年4月14日付、外務史生奥義制・文書権大祐近藤真鋤・佐田直寛より外務権少丞吉岡弘毅・森山茂・広津弘信宛書翰。
- ²³⁾ 外務省記録『朝鮮事務書』第7巻(JACAR Ref. B03030165400)、1871年3月25日付厳原藩仁位半左衛門・通詞神崎徳郎次・同中野許多郎より「明治四辛未年正月晦日於洋中異様船ニ被相助上海ヨリ亜米利加軍官送り来候朝鮮人五人口上覚」。
- ²⁴⁾ 『日本外交文書』第5巻139、1872年2月28日付、広津権大録・森山権大録・吉岡少記より朝鮮事務課宛書翰。この時、訓導は「託病怡然回下ノ模様モ無之」、別差は「前夜府使ヨリ至急上府ノ命有之、自是上府可致」として「其日ハ下来不致」という状況であった。
- ²⁵⁾ 『日本外交文書』第5巻140、1872年3月23日付、広津権大録・森山権大録・吉岡少記より朝鮮事務課宛書翰。訓導の病が「少快」となったため3月18日に倭館に下来するとの約束をしていたが、「訓導ノ実母ナルモノ此節急症ニ罹リ候趣京表ヨリ報知有之」として帰省してしまい、倭館には下級の訳官である小通事が派遣された。
- ²⁶⁾ 外務省記録『入府録』(JACAR Ref. B03030126600)、1872年6月5日条。
- ²⁷⁾ 『日本外交文書』第5巻151、1872年6月24日付、広津弘信・森山茂・吉岡弘毅より外務省宛「朝鮮事務復命及伺書」。
- ²⁸⁾ 外務省記録『朝鮮事務書』第15巻(JACAR Ref. B03030169600)、1872年10月12日付、柳原大丞より花房大丞・森山少記・広津少記宛書翰。
- ²⁹⁾ 前掲注28)。

(2018.1.12受付)

STUDY ON HOW SAKUBE AND SHOKICHI DRIFTED IN 1872**Masashi MAKINO**

ABSTRACT : In this report, I made it clear how Sakube and Shokichi drifted to the Korean Peninsula, referring to some Japanese and Korean historical sources. The Japanese sources show why they set sail, what route they drifted through, and how Korean people dealt with them. The Korean sources show the size of their ship and what was in their ship. Drifters were supposed to be handed over to a Japanese diplomat at the Wakan. However, Sakube and Shokichi left harbor and returned to Japan. So, this event didn't enable the Ministry of Foreign Affairs to communicate with the Korean state.

Key Words : Drift, Japanese-Korean relations, Tango, Japanese classic ships